

## 地域建設業経営強化融資制度の活用について

建設業の資金調達の円滑化を支援するため、中小・中堅建設業者を対象とする地域建設業経営強化融資制度を活用しています。

### 1 対 象

次に掲げるものを除く建設工事とします。ただし、複数年度にわたる建設工事にあつては、最終年度であり、かつ年度内に終了が見込まれる建設工事及び債権譲渡の承諾依頼の時点において、次年度に工期末を迎え、かつ工期の残りが1年未満の工事のみとします。

- ・ 公共工事履行保証（履行ボンド）による保証を付した建設工事のうち、守口市が役務的保証を必要とする建設工事
- ・ その他、請負者の施行する能力に疑義が生じている場合等、債権譲渡の承諾な特別の事由がある建設工事

### 2 債権譲渡の範囲

譲渡される債権の額は、当該請負工事が完成した場合は、検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額から既に前金払、部分払で支払われた額及び当該工事請負契約により発生する守口市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合は、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額から既に前金払、部分払で支払われた額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の守口市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額とします。

### 3 債権譲渡人

公共工事を受注、施工している中小・中堅元請建設業者（原則、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者）

### 4 債権譲受人

事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

- 5 債権譲渡の承諾を依頼することができる日  
当該工事の出来高（債務負担行為に係る建設工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に達したと認められる日以降
  
- 6 債権譲渡承諾依頼先  
当該工事請負契約の予算担当課
  
- 7 実施時期  
現在活用中
  
- 8 関係規則等  
地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領